橋本市病院事業管理規程第４号

橋本市民病院指定訪問看護事業運営規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり告示する。

令和６年４月１日

橋本市病院事業管理者　古川　健一

橋本市民病院指定訪問看護事業運営規程の一部を改正する規程

橋本市民病院指定訪問看護事業運営規程(令和２年病院事業管理規程第２２号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
（緊急時における対応方法） 第10条　略 （高齢者等虐待防止措置） 第11条　ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 一　ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 二　ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。 三　ステーションにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 第12条・13条　略	（緊急時における対応方法） 第10条　略 第11条・第12条　略

この規程は、令和6年4月1日から施行する。